

新型コロナウイルス(COVID-19)への対応について

(2020年2月19日)

東京歯科保険医協会

政府は、中国を中心に感染が拡大している新型コロナウイルス(COVID-19)による肺炎について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、2月1日から施行しています。

会員医療機関において疑いのある患者への対応については、下記の事項にご注意ください。

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の疑いがある患者(「疑い例」)への対応

(「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」事務連絡 2020年2月1日より:厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省健康局結核感染症課)

※「疑い例」の要件は下記の通りです。

①発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

②発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省、浙江省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省、浙江省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

➔ 上記の①、②に該当すれば、速やかに所管の保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡してください。「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関に案内されます。

➔ 上記①の症状がない場合、基本的には標準予防策を徹底して診察をしてください。

○ 東京都内の保健所はこちら(厚生労働省 保健所管轄区域案内)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_13.html

○ 感染症指定医療機関

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02-01.html>

○ 「帰国者・接触者相談センター」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hodo/saishin/kikoku_sesshoku.html

・次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

★風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

★強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合は、センターに相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者 外来」を紹介します。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

・厚労省作成のポスター「新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594996.pdf>

◆ 新型コロナウイルス感染に関して、歯科医院での掲示ポスターを作製しました。院外用と院内用で日本語と中国語があります。

・院外掲示用・・・湖北省、浙江省の渡航歴のある方等に、受診の前には事前連絡を促す内容です。

・院内掲示用・・・すでに通院されている患者にマスクの着用等促す内容です。

(歯科医院に事前連絡があった場合には、上記の「疑い例」に該当するかを、まず聴き取ってください)

◆ 啓発ポスター(厚労省作成)

・マスクについてのお願い <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

・一般的な感染症対策について <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

・手洗いについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

・咳エチケットについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

・新型コロナウイルスを防ぐには <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596757.pdf>

2. 院内感染防止対策の徹底について

基本的に医科医療機関での院内感染防止対策を想定したのですが、歯科医療機関でも同様の標準予防策が有効と考えられます。以下の国立感染症研究所ホームページからの抜粋を参考にさせていただき適切な感染対策をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策 2020年2月14日改訂版」より抜粋

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200214.pdf>

医療機関における新型コロナウイルス感染症の疑いがある人や 新型コロナウイルス感染症患者への診療時の感染予防策標準予防策を遵守する。つまり、医療従事者は、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。呼吸器症状のある患者には、サージカルマスクを着用させる。

その上で、新型コロナウイルス感染症の患者(確定例)、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う

II 診察室および入院病床は個室が望ましい

III 診察室および入院病床は十分換気する

IV 患者の気道吸引、気管内挿管、検体採取などエアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。なお、職員(受付、案内係、警備員など)も標準予防策を遵守する。

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第1版)」(日本環境感染学会 2/12)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide1.pdf

1) 標準予防策の徹底

新型コロナウイルス感染症に対して、感染対策上重要なのは、まず呼吸器衛生/咳エチケットを含む標準予防策の徹底です。ウイルスを検出する検査を行わなければ感染例と非感染例を明確に区別することはできませんので、全ての患者の診療において、状況に応じて必要な個人防護具(PPE; Personal Protective Equipment)を選択して適切に着用してください。コロナウイルスはエンベロープを有するため、擦式アルコール手指消毒薬は新型コロナウイルスの消毒にも有効です。手指衛生は適切なタイミングで実施してください。

2) 感染経路別予防策

新型コロナウイルスの感染確定例および疑い例に対しては、飛沫感染予防策と接触感染予防策の適応となります。気道吸引、気管挿管などエアロゾルが発生しやすい状況においては、医療スタッフはゴーグル、ガウン、手袋に加えて N95 マスクの装着が推奨されます。なお、N95 マスクの使用に際しては、事前にどのサイズの N95 レスピレータが自分の顔に合うかを調べるフィットテスト、および着用の際に正しく着用できていることを毎回確認するシールチェックを行うことが重要です。一般的にタイベック®スーツの着用は必須ではありません。

3) 外来患者への対応

現時点においては、発熱や呼吸器症状を訴える患者が外来を受診しても、新型コロナウイルス感染症の患者に遭遇する確率はかなり低いと考えられます。通常の一般外来で発熱患者に対応する職員は、常時マスクを着用し、手指衛生の徹底をはかります。

事前に感染リスク(湖北省への渡航歴または、湖北省に滞在歴のある人との濃厚接触)があることを申告して受診される場合は、他の患者と導線を切り離して対応できる場所を確保し、診療を行うことが望ましいと考えられます。疑い例定義に合致する患者に対応する医療スタッフは、それぞれの曝露リスクと施設の基準に応じて個人防護具を装着します。特に エアロゾル発生手技(例: 気道吸引や気管挿管など)では N95 マスクの装着が推奨されます。

外来に多くの発熱患者が訪れた場合は、インフルエンザ流行期の対応に準じて、外来で適切な場所を確保して他の患者との距離を保つように工夫します。

4) トリアージ

外来受診時の患者のトリアージにおいては、まず重症度の評価を行います。肺炎や敗血症が疑わしい例では標準予防策を徹底しながら、画像や採血等の必要な検査を行うとともに、輸液等の処置を開始します。非重症例でも標準予防策を徹底した上で必要な検査を行います。感染リスクの観点からも評価を行います。湖北省への渡航歴または滞在歴のある人との濃厚接触が確認されれば、疑い例として保健所にウイルスの検査対象となることを報告します。湖北省以外の中国への渡航歴など、新型コロナウイルスの検査対象に該当しない場合でも、感染の可能性が否定できない場合は、疑い例に準じた対応を行うのが望ましいと考えられます。

5) 入院患者への対応

感染確定例は指定医療機関に入院となり、施設のルールに則って適切に管理することになります。疑い例はウイルス検査の結果が判明するまで陰圧室での管理が望ましいと考えられますが、陰圧室で

の対応が難しい場合は、室内の換気を適切に行います。

病室外への移動は医学的に必要な場合のみに限定し、患者にはサージカルマスクを着用してもらいます。エアロゾル発生手技(例: 気道吸引や気管挿管など)では、N95 マスクの装着が推奨されます。非侵襲的陽圧換気(NIPPV)は有用性があるものの、周囲へのウイルス拡散を助長させることから、特に嚴重な感染対策に留意する必要があります。

6) 環境消毒

新型コロナウイルスはアルコールに感受性を有します。高頻度接触部位、聴診器や体温計、血圧計等の器材などは、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含有のクロスでの清拭消毒を行います。病室内の環境清掃を行うスタッフは手袋、サージカルマスク、ガウン、フェイスシールドまたはゴーグルを着用します。

- ➔ 62～71%のエタノール、0.5%の過酸化水素、または 0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを使用した表面消毒により、1 分以内に効率的に不活性化される(2019-nCoV に対しても同様の効果が期待される)。塩化ベンザルコニウムやグルコン酸クロルヘキシジンのような消毒薬は、効果が劣る。
- ➔ 22 件の研究を分析した結果、SARS-CoV、MERS-CoV、および一般的な風邪の流行原因となる ヒトコロナウイルス(HCoV)などのコロナウイルスは、金属、ガラス、プラスチックなどの無生物の表面で 最大 9 日間生存できることが明らかとなった。

(山形県医師会 新型コロナウイルス感染症対策 2020 年 2 月 12 日版より抜粋)

<http://www.yamagata.med.or.jp/modules/member/archive/news/shinchaku/2019ncov/cov14.pdf>

7) 換気

現在のところ、新型コロナウイルス感染症患者について、陰圧空調管理された個室に入室させることは必須ではありません。外来ならびに CT 検査室、入院病棟などについては、部屋の換気条件(例. 6 回転/時間など)を考慮して、再使用にあたり適切な換気を行うことを検討します。

8) 職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症は、院内感染事例や医療従事者の職業感染は少ないものの、伝播性を有することから、医療従事者の健康管理は重要です。診療した医療従事者ならびにその際の個人防護具の着用状況、その後の健康状況を把握します。

<参考>

○ 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

(令和2年2月19日時点版)(一般の方、医療機関・検査機関の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

○ 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」(厚労省 事務連絡 2/13)

http://www.hospital.or.jp/pdf/15_20200213_01.pdf

○ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について

厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120-565653(フリーダイヤル) ※2/7 より新しい番号(フリーダイヤル)に変更。

受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

- 東京都福祉保健局 都民の相談に対応するコールセンター
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/shingatakorona.html>
電話番号 03-5320-4509
対応時間 9時00分～21時00分(土、日、休日を含む)
対応内容 感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談
- 新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者に係る診療報酬の取扱いについて(事務連絡令和2年2月6日)
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/tsuchi/020207_001.pdf

3. 外国語対応をはじめとする外国人患者への対応等に係る支援ツールの活用など

- (1) 外国人向け多言語説明資料
 - 外国人向け多言語説明資料の掲載サイト
診療申込書等受付時に必要な書類、診療科ごとの問診票、医療費請求書等会計時に必要な書類等について、以下URLからダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/iryu/kokusai/setsumeiml.html
 - 一東京を訪れる外国人の方へ—医療機関受診のための多言語ガイドブック
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/tagengoguide.html>
- (2) 外国人患者相談窓口、受け入れ医療機関リストなど
 - 外国人患者の対応に係る医療機関向けの相談窓口(休日及び夜間)
厚生労働省では、休日及び夜間において、医療機関関係者が外国人患者の対応をワンストップで相談できる相談窓口を開設しています。
開設時間:平日 17時から翌9時まで、土日祝日 24時間
料金:無料(通話料及び相談以外のサービス利用は利用者負担)
電話番号:03-6371-0057
Web サイト:<https://emergency.co.jp/onestop/>
 - 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト」の掲載サイト
厚生労働省:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
日本政府観光局(JNTO)(英語・中国語・韓国語・日本語で閲覧可能):
https://www.jnto.go.jp/emergency/mi_guide.html
 - 外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ(観光庁 HP)
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html
日本政府観光局(JNTO)がコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しています。日本語のほか英語、中国語、韓国語に対応し、新型コロナウイルス関連の問い合わせも可能です。
電話番号 050-3816-2787
対応時間 365日、24時間

対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲 緊急時案内(病気・事故等)、災害時案内、一般観光案内
(主な相談内容)

- ・ホテルをキャンセルせざるを得なくなった。返金を希望する場合はどこに問い合わせればよいか。
- ・咳、発熱の症状があり新型コロナウイルスでないか不安なため、検査を受けたい。
- ・ホテルに宿泊しているお客様に咳、発熱の症状がある。

○ 外国語で対応できる医療機関

いざというときに、日本で医療を受ける際に役に立つウェブサイトです。

地域、言語、診療科目を選択して、医療機関検索ができます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

※情報は日々変わりますので、必ず最新のものをご確認ください。